

大分県報

令和七年
第六二九号
七月二十九日

（火曜日）

目次

告示	生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………一
警察本部訓令	生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定……………一
大分県警察における処務に関する訓令の一部改正……………一	
公告	土地改良区の役員の就退任……………二
雑報	大分県市町村職員共済組合の決算の要旨……………三

○告示

大分県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和七年七月二十九日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

施術者の氏名

施術所の名称

所在地

指定年月日

青木 裕次郎

さいき整骨院

佐伯市長島町一丁目六一五

令七・六・二〇

赤嶺 広典

うすきのね接骨院

臼杵市大字臼杵一五五一

令七・六・二〇

大分県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和七年七月二十九日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

施術者の氏名

施術者の住所

指定年月日

福井 士郎

速見郡日出町大字川崎平原三五六一一六

令七・六・二〇

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第25号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

大分県警察本部長

嶋

野

徹

第20条第1項中「、又は宿泊を伴う私事旅行をしようとするとき」及び「私事旅行届簿（第3号様式）により」を削る。

第22条中「当該渡航の1か月前まで」を「事前」に、「渡航先国」を「渡航先」に改める。

第34条に次の1項を加える。

令和七年七月二十九日

大分県報（告示・警察本部訓令）

3 署長は、その管轄区域において発生した事件・事故等に係る初動的な措置等の実施に際し、他の所属から応援員の派遣を受ける必要があるときは、直接他の所属に応援員の派遣を要求することができる。

第35条第2項中「派遣先所属長」を「派遣先署長」に改め、同条に次の2項を加える。

3 所属長は、前条第3項の規定により応援員派遣の要求があったときは、当該所属の業務に支障を来すと認めるときを除き、直ちにその処置をとらなければならない。この場合において、当該処置をとったときは、その旨を派遣先署長に対し連絡しなければならない。

4 前項の規定により派遣された応援員は、派遣先署長の指揮監督を受けて警察活動に従事するものとする。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式及び第3号様式 削除

附 則

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、浦田土地改良区（豊後高田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年七月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	尾 造 正 直	豊後高田市高田二五二三番地二
〃	板 清 正 則	〃 高田二二一八番地三
〃	宮 原 孝 則	〃 高田一八二〇番地一
〃	清 末 博 記	〃 水取三八二番地
〃	北 永 美 實	〃 高田二二六七番地二

〃	長 野 征 定	〃 新地一六〇二番地
〃	大 西 忠 博	〃 高田二九二三番地一
〃	岩 田 保 広	〃 高田二二二一番地八
〃	板 清 末 行	〃 高田三〇三九番地
〃	寺 岡 義 隆	〃 高田二九七七番地一
監 事	徳 満 博	〃 高田三〇二七番地七
〃	久 次 秀 明	〃 今町一四三五番地
〃	鴛 海 政 俊	〃 高田三〇五二番地二

（就任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	尾 造 正 直	豊後高田市高田二五二三番地二
〃	宮 原 孝 則	〃 高田一八二〇番地一
〃	板 清 正 則	〃 高田二二一八番地三
〃	成 安 博 光	〃 新地一五八八番地一
〃	清 末 博 記	〃 水取三八二番地
〃	北 永 美 實	〃 高田二二六七番地二
〃	長 野 征 定	〃 新地一六〇二番地
〃	寺 岡 義 隆	〃 高田二九七七番地一
〃	寺 岡 弘 明	〃 高田三〇三五番地一
〃	石 垣 讓 二	〃 高田二五九四番地一一
監 事	徳 満 博	〃 高田三〇二七番地七

〃	久次秀明	〃	今町一四三五番地
〃	篤海政俊	〃	高田三〇五二番地二

〇

雑

報

大分県市町村職員共済組合理事長相馬尊重から、大分県市町村職員共済組合の令和六年度決算の要旨について、次のとおり登載依頼があった。

令和七年七月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県市町村職員共済組合公告

大分県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。

令和7年7月29日

大分県市町村職員共済組合
理事長 相馬 尊 重

損益計算書の要旨 (単位: 千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負担金	5,743,808	10,051,752	566,227	76,863			146,402	398,674			
	掛金	5,577,392	6,896,748	566,221					186,205			
	連合会交付金							57,383			52	
	利息及び配当金	15						185	4,243	157,489		174
	その他の収入	737,397						1,565		610	5,452	17,755
	他経理から繰入							27,680				
	前年度繰越支払準備金	999,998										
	計	13,058,610	16,948,500	1,132,448	76,863	0	0	233,215	589,122	158,099	5,504	17,929
支 出	給付	6,444,554										
	負担金払込金		10,051,752	566,227	76,863							
	掛金払込金		6,896,748	566,221								
	役職員給与							90,982	39,374	8,305	4,815	10,952
	旅費・事務費							21,232	2,727	1,090	279	540
	委託費							11,065	2,374			622
	事務費負担金払込金							65,103				
	支払利息									97,539		
	連合会払込金	122,232										
	連合会拠出金	567,526										
	前期高齢者納付金	1,410,271										
	後期高齢者支援金	2,127,448										
	病床転換支援金	1										
	退職者給付拠出金	9										
	介護納付金	1,030,751										
	他経理へ繰入	27,680										
	その他の支出	5,613						40,897	521,361	3,310	1,764	4,935
	次年度支払準備金	1,006,052										
	計	12,742,137	16,948,500	1,132,448	76,863	0	0	229,279	565,836	110,244	6,858	17,049
	差引当期利益金又は 当期損失金(△)	316,473	0	0	0	0	0	3,936	23,286	47,855	△ 1,354	880

貸借対照表の要旨 (単位: 千円)

資 産	流動資産	1,342,894	1,025,661	70,948	459			659,781	1,648,432	1,720,194	157,509	240,324
	固定資産							4,201		13,524,420	417,822	
	繰延資産											
	資 産 合 計	1,342,894	1,025,661	70,948	459	0	0	663,982	1,648,432	15,244,614	575,331	240,324
負 債	流動負債	33,675	1,025,661	70,948	459			7,195	12,992	14,195,703		54,050
	固定負債	1,006,051						127,636	81,040	15,927	52,863	19,284
	負 債 合 計	1,039,726	1,025,661	70,948	459	0	0	134,831	94,032	14,211,630	52,863	73,334
資 本	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	303,168						529,151	1,554,400	1,032,984	522,468	166,990
	欠損金											
	純 資 産 合 計	303,168	0	0	0	0	0	529,151	1,554,400	1,032,984	522,468	166,990
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,342,894	1,025,661	70,948	459	0	0	663,982	1,648,432	15,244,614	575,331	240,324

令和七年七月二十九日

大分県報（雑報）